

清代前期の平糶政策

——採買・食儲政策の推移——

山 本 進

【要約】 清代前期の経済政策の中で最も重視されたのは、次第に発達しつつある地域間分業に対応し、米穀等の需給バランスを保つこと、即ち平糶政策であった。平糶政策は、康熙末頃より本格的に開始され、雍正初期には、産米地より大量の米穀を緊急移入する採買政策が模索されたが、買付け先で激しい米価騰貴を招くことが問題となり、雍正中期以降、平時より平糶用米穀を常平倉等に備蓄しておく倉儲政策に力点が移された。これによって、特定地域の米貴は回避されたが、米貴が全国に拡散するという新たな問題が発生し、乾隆初期に倉儲の削減が論議された。しかし、倉儲削減案は裁可されたものの実行には移されず、結局、倉儲政策は、米価の漸増を伴いながら乾隆末年まで一貫して推進された。清朝が、経済的に優れた採買政策を捨て、安全だが不経済な倉儲政策を採ったのは、地方当局の経済的分権化を抑止するためであったと考えられる。

史林 七二巻五号 一九八八年九月

はじめに

およそ、国家は、社会全般の秩序を維持するため、情況に応じて様々な政策を随時選択・実行するものである。経済的秩序を維持するためには、然るべき経済政策が実施されなければならない。清初における経済政策のうち、最も重要な位置を占めていたのは、億を超える人口に対し食糧を安定的に供給すること、すなわち食糧政策であった。清朝は、食糧政策において、被災時の賑恤は言うまでもなく、更に、常時穀物価格を調査し、穀価が騰貴した際には、官穀を出売して需

給の逼迫を緩和させること、すなわち平糶にも重点を置いていた。そして、平糶政策の中で最も重視されていたのが、本稿でとりあげる採買政策および倉儲政策である。

さて、「採買」とは、一般に、国家がその必要とする商品を手場より代価を支払って購入することを言う。平糶政策の場合、買付けの対象となるのは、民需用の穀物（大半は米穀）である。採買された米穀は、直ちに平糶される場合もあれば、常平倉などにプールされる場合もある。本稿では、便宜的に前者を採買政策、後者を倉儲政策と呼称している。採買政策は、被災時に米価の賤い地方から米穀を緊急移入する措置であり、言わば空間的価格差を利用した平糶である。これとは対称的に、倉儲政策は、災害時に備え平常より域内の米穀を収買貯蔵しておく措置であり、言わば時間的価格差を利用した平糶である。ただ、隔地間流通の展開に伴い、特定の地域では、遠隔地より米穀を採買して倉儲を充実する措置も実施されているが、本稿では、この措置を倉儲政策の範疇に入れている。

採買や倉儲については、すでに安部健夫・星斌夫両氏が、膨大な史実を発掘されている^①。しかし、経済政策史としての評価は、十分にはなされていない。これに対し、岸本美緒氏は、採買・倉儲を食糧政策の文脈上に位置づける試みをされた^②。但し、岸本氏は、主として経済に対する国家の介入・非介入について論じており、清朝が如何なる政策路線を選択したのか（経済政策の方向性）は、問題とはされていない。本稿の課題は、安部・星両氏が提示された豊富な実証的成果を基礎とし、岸本氏が敢えて論じられなかった清初食糧政策の軌跡を明らかにすることである。

採買・倉儲政策は、米穀市場への介入を通して実現される政策であるから、国家と商人・商業資本との関係もまた問題となるであろう。明清代の商人は、国家に寄生した前期の商人であるというのが、これまでの支配的見解であった^③。国家と商人とは、癒着関係にあると考えられてきた。一方、吉田宏一氏は、商人を専制国家と結ぶ特権の大商人と、小商品生産者と結ぶ農民的商人とに類別し、国家は、自らの経済的基盤である農民層の分解・没落を防止し、財政を維持し続けるため、特権的大商人と結合するとともに、農民的商人を抑圧した、と考えられた^④。確かに、外国貿易や専売品流通は、国

家の統制下に置かれており、これらについては、通説や吉田説が妥当するであろう。しかし、米穀など一般商品の流通については、両説は果して妥当するであろうか。採買・倉儲政策の検討を通して、国家の商品流通・商業資本に対する態度について考察することが、本稿の第二の課題である。

① 採買については、安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」『東洋史研究』一五—四 一九五七年（安部『清代史の研究』一九七一年、東洋史研究会編『雍正時代の研究』一九八六年）。倉儲については、星斌夫『中国社会保障政策史の研究——清代の賑濟倉を中心に——』一九八五年。

② 岸本美緒「清朝中期經濟政策の基調——一七四〇年代の食糧問題を

中心に——」『近きに在りて』一一 一九八七年。

③ 最も有名な研究として、藤井宏「新安商人の研究」『東洋学報』三六—二・三・四 一九五三・五四四年、が挙げられる。

④ 吉田滋一「中国前近代史理解のための一視点」『歴史地理教育』三九二 一九八六年。

一 清初の平糶政策

採買・倉儲政策について検討を加えるに先だち、清代の平糶政策を概観しておきたい。嘉慶『大清会典』は、荒政を次の一二項に分類している。^①

- | | | | | | | | | |
|-------|-------|--------|------|------|------|------|------|------|
| 一 備震 | 二 除孽 | 三 救災 | 四 発賑 | 五 減糶 | 六 出貸 | 七 蠲賦 | 八 緩徵 | 九 通商 |
| 一〇 勸輸 | 一一 興工 | 一二 集流亡 | | | | | | |

このうち、減糶の項には、

歲歉にて米価騰貴すれば、常平倉穀を出糶せよ。督撫は情形を確覈し、常年の平糶の市価に照らして例減したるよりの外、再び応に減らすべきの数を酌定し、具奏して出糶せよ。如し倉穀足らざれば、則ち帑を動かし隣省に赴きて採買出糶せよ。事竣わらば、倉穀を動かせる者は穀を糶いて還倉し、庫帑を動かせる者は銀に易えて帰庫せよ。^②

と記されており、米価が騰貴すると、まず常平倉穀を出糶し、倉穀が平糶の用に足りない場合は、司庫銀を動支して隣省

より米穀を採買することが認められていた。採買政策は、国制上は、常平倉穀の不足を補うための補助的手段であり、平糶の基本は倉儲政策にあった。これらの執行責任者は、当該地方の総督・巡撫であり、採買の費用は、布政司庫に収貯されている国家財政からの借方で賄われていた。

この他、皇帝による臨時の恩典として、漕米を截留して被災地の平糶に使用することが随時行われた。漕糧は、本来天庾に帰すべきものであり、それ故、漕糧截留策が荒政の中に制度として組み込まれることはなかった。しかし、倉穀を碾米したり、外省より採買したりすることは、相当の時間を必要とするので、緊急の平糶には対応し難い。そこで、火急の際には、とりあえず当該省あるいは近隣省の漕米を截留平糶し、後日産米地方より買米補填することがしばしば行われた。たとえば、康熙四十七年（一七〇八年）の江南米貴の際には、江西・湖北・湖南の漕米計四〇万石を截留して江寧・蘇州など六府にて平糶し、秋収の後、湖広米を採買して通倉に送致することが行われている。^⑤

以上のように、清代の平糶政策は、倉儲および採買を基本とし、臨時の措置として截漕が付加されていた。平糶の権限は、皇帝が独占し、督撫を通して執行されたのである。

さて、順治から康熙前半にかけての約半世紀は、王朝交替による社会の混乱が収束に向かいつつあった時代であり、江南の米価は、高値から下落して安値へと推移した。^④この当時、採買政策はまだ開始されていなかった。康熙『大清会典』巻二一 田土二 荒政（蠲恤）には、順治二年から康熙二五年までの賑濟事例が三五件記載されている（順治二三件、康熙二二件）が、採買について触れられた事例は一件もない。この時期の平糶は、常平倉穀の出糶と漕米の截留とによって行われていた。

採買政策がはじめて会典に登場するのは康熙二八年（一六八九年）である。雍正『大清会典』巻三九 戸部一七 平糶には、順治二年より雍正五年までの平糶事例が収録されており、それによると、康熙二八年、湖北では旱災により米価が騰貴したため、司庫銀二万両を使用し、他省より米穀を購買して平糶している。^⑤続いて康熙四三年には、雲南が毎年二万両

で採買を継続することを決定し、康熙四十九年には、蘇州府・松江府が隣省より採買し、また福建が二、三万両で浙江・広東より採買している。^⑧ 康熙五十二年には、鳳陽府（安徽）が官役俸工銀を借用して湖広より採買し、福建が隣省より採買し、広東が一万両で湖南より採買している。^⑩

これらの事例より明らかなように、採買政策は康熙後期ころより開始され、次第に確立されてきた。費用は、鳳陽府の場合を除いて全て司庫銀を使用しているが、その額はおおよそ二万両前後で、雍正・乾隆時代と比較すると小規模である。また、採買の件数も少ない。康熙後期の採買は、初期的形態であったと言える。

① 嘉慶『大清会典』卷二一 戸部。

② 歲歉米価騰貴。出糶常平倉穀。督撫確數情形。於常年平糶照市価例減之外。再酌定應減之數。具奏出糶。如倉穀不足。則動帑赴隣省採買出糶。事竣。動倉穀者糧穀還倉。動庫帑者易銀歸庫。

③ 雍正『大清会典』卷三九 戸部一七 平糶。

（康熙四十七年）……大学士会同九卿・詹事・科・道議奏。遵旨議定。將江西漕米截留三十万石。湖北截留五万五千石。湖南截留四万五千石。於江寧・蘇州・松江三府各貯十万石。常州五万石。鎮江二万五千石。揚州二万五千石。於各府屬州縣。減價平糶。行令江西・湖広巡撫。於秋收後。動藩庫銀。購買楚米。補償原數。於米歲搭運赴通。其江寧等處糶完銀兩。彙解戸部。

④ 中山美緒「清代前期江南の米価動向」『史学雑誌』八七・九 一九七八年。

⑤ （康熙）二十八年。覆准。湖北被旱米貴。動司庫餉銀二万両。購買米穀。到楚之日平糶。

⑥ （康熙四十三年。）又題准。雲南省會之區。兵民雜處。每至青黃不接

之時。米少價貴。嗣後每歲動支公項銀二万両。採買米石。比時價平糶。

⑦ （康熙）四十九年。諭。江南蘇・松等府屬。連年水旱。著將藩庫現存銀內。酌撥隣省各處米賤之地。照依時價購買。務於三四月內運回。分發被災各屬。減價平糶。

⑧ 又覆准。閩省晚禾歉收。於藩庫內動銀二万三万両。前往浙江・広東買米。運回平糶。

⑨ （康熙）五十二年。議准。江南鳳陽等處。麥收歉薄。將本年官役俸工銀兩。暫借赴楚。購米平糶。

⑩ 又覆准。閩省四十三年以前常平倉穀。照數減價發糶。價銀解貯司庫。去歲漳・泉等屬歉收。將此項銀兩。委員於隣省豐熟之處。速行買運。照府州縣分別大小。發糶平糶。

⑪ 又覆准。広東歉收。米価騰貴。動藩庫銀一万両。前赴湖南買米。運至本省平糶。

⑫ 鳳陽府が借用した官役俸工銀も、布政司庫に存貯されていたものと思われるが、不明。

二 採買政策の試行と成果

採買政策が本格的に実施されるのは雍正以降である。それを積極的に推進したのは、雍正帝とその官僚であった。

雍正帝は、即位早々大規模な採買を行っている。雍正元年（一七二三年）、首都北京の米穀供給に不安を覚えた皇帝は、産米地方より大量の米穀を採買させている。

今年夏月、朕、北省二麦歉収なるを以て、員を差わし南省に到らしめ、秋成の後に於いて米石を採買し、以て賑貸・平糶に備えんとしたり。……今秋成歉収なるに、若し商販通ぜざれば、亦米価騰貴を致さん。該部速かに即ちに各省の総督・巡撫に行文し、凡そ米商の出境すること有らば、便に任せて放行し、湖広・江西・安徽等処の米船をして直ちに蘇州に到らしめ、蘇州の米船は直ちに浙江に到らしめ、阻撓するを得る毋からしめよ。^①

当時すでに湖広・江西・安徽など長江中流域から蘇州へ、蘇州から大運河を経由して浙江へという蘇州を結節点とした民間米穀流通ルートが確立しており、皇帝は、これらの民間流通を地方官の遏糶行為によって阻害することのないよう配慮しながら、長江流域各省より米穀を採買させた。ここでしばらく、その経緯を追ってみると、まず六月三〇日に、正項錢糧を支出し、湖広・江西・盛京にて米数十万石を採買し、民船を雇募して北京に輸送する計画が発表され、戸部にこれを検討させている。^③ 続いて七月八日には、戸部の議覆を受け、湖広・江西へは漢御史あるいは給事中一名を差遣して採買を行わせることが決定された。^④ 八月五日には、侍読学士王国棟が、採買に便乗した投機行為を禁止し、現地の米価状況に合わせて採買額を調節し、また民船に対する不法な誅求を予防すべき旨を上奏している。^⑤

これより先、雍正帝は、湖広・江西とともに安徽省をも採買地に加えたようである。七月二二日に勅命を受けた兵科給事中劉祖任は、陸路南京へ向かい、两江総督查弼納・安徽布政使董永艾と合流して、司庫銀八万両を解送し、九月中頃より安徽米の集散地棕陽・運漕・三河にて採買を開始した。銀の輸送や現地の状況報告には、地方官が協力し、米価調査に

は棕陽の牙行が動員された。^⑤ 江西については、礼科給事中繆沅が任命され、江西巡撫裴率度とともに、司庫銀八万兩を支して、九月より採買を開始した。^⑦ 湖北については、江南道監察御史于広が、湖南については、兵科掌印給事中陳世倌が、それぞれ任命され、現地の総督・巡撫の協力を得て、漢口や湘潭などにて採買を開始した。^⑧

こうして、湖北・湖南・江西・安徽四省より各々一〇万石ずつ、合計米四〇万石を採買する手筈が整えられた。^⑨ だが、この秋江浙地方は旱災に見舞われ、米価騰貴が懸念されたので、隣省安徽での採買は不可能となった。^⑩ また、江西では、米船の雇賃が思う様に行かず、採買した米を搬出することが困難になった。^⑪ それでも繆沅は、一二月までに米約八万九千石を採買したが、結局これらは江西省内に存貯することになり、江西での採買も停止された。^⑫ 採買が成功したのは、最終的に湖北・湖南の二省であった。両省とも一月から一二月にかけて採買を完了し、ただちに北京への輸送を開始している。^⑬ このうち、湖南からの米船は、五船団に分かれて順次長江を下り、翌年三月には淮安を通過、七月に通州へ到着し、米石を倉場へ交納した。^⑭

採買の終了後、担当官は各自決算報告を行っている。湖北の採買については、元年二月二〇日の段階で、米石購入費用が每石銀八錢四分（総額銀八四〇一三兩）、輸送費用が每石銀三錢六分四厘、総経費銀一二〇五〇〇兩であり、この他に沿途での雑費五〇〇〇兩を見込んでいる。^⑮ 湖南の採買については、元年一月一日および二月二〇日の報告によれば、米石購入費用が每石銀六錢七分六厘（総額銀六七七三兩）、輸送費用が每石銀三錢八分六厘（総額銀三八六九五兩）、総経費每石銀一兩六分二厘（総額銀約一〇六〇〇〇兩）であり、湖北と同様、沿途での雑費五〇〇〇兩を予定している。^⑯ そして、二年七月二八日、通州到着後の最終報告では、湖南から通州までの雑費を含めた輸送費用は、每石銀四錢二分二厘に達している。^⑰ なお、この当時、正規の米穀輸送体系であった漕運の輸送コストは、蘇州・松江等府あるいは江西から北京まで每石銀七錢以上を計上している。^⑱ 民間流通を利用した採買は、国家流通たる漕運の半分程度の費用で、米を輸送できたのである。

雍正元年の採買は、大別して二つの側面から評価できる。食糧政策の側面から見れば、採買は比較的迅速・大量・廉価な米穀確保手段であることが証明された。直隸一省では、米二〇万石を約一年で準備することはとうてい不可能であっただろう。雍正帝は、まず官僚や軍隊が多数集中する首都北京の食糧基盤を採買によって強化しようとしたのだが、その目的は概ね達成されたと見てよい。但し、今次の採買で平糶の元資は確保できたらしく、その後北京からの採買は行われていない。

市場政策の側面から見れば、採買を通して新しい米穀流通管理が試みられた。江蘇省崇明県のような軍事的要衝では、すでに康熙年間より「採買」の名の下で米穀流通が厳しく制限されていた。しかし、それは米穀の海外流出を防止するための商業統制であり、雍正元年の採買とは目的および方法を異にしていた^②。雍正の採買の特徴は、国家が貨幣を投下して市場に参入したことにある。清朝は、漕運以外に米穀の収集・輸送体系を持ち合わせていなかったが、漕運は本来米穀市場とは独立した制度であった。米穀市場に対し、清朝は、関口税の徴収などごく表層の部分でしか関与してこなかった。これに対し、採買は、国家が財政の中から価値に相当する銀両を支出し、市場より大量の米穀を購入し、民船を雇募してこれを輸送させる制度であり、漕運よりはるかに低コストで、かつ可変的需要に柔軟に対応できるという利点を有していた。勿論、関口税は負課されていない^③。雍正の採買は、国家による貨幣を使用し市場を媒介とした米穀管理の開始を意味するものであった。

この後、雍正二、三年には、注目すべき採買は行われていない。再び大規模な採買が行われるのは、雍正四年のことである。雍正四年（一七二六年）六月一日、浙江巡撫李衛は、浙江・福建では米穀需給が恒常的に逼迫していること、浙江は湖広から、湖広は四川から米穀を移入しているが、四川米は湖広米より廉価であることを理由に、銀一〇万両を借動し、直接四川に赴いて採買を行いたいと申し出た^④。この年、福建は米価が騰貴し、湖広・江西より蘇州・乍浦經由で、台湾・浙江より海路にて、それぞれ米穀を緊急移入していた^⑤。李衛は、福建の米貴がやがて浙江にも飛び火するであろうことを

予測し、四川からの採買によって食糧危機を食い止めようとしたのである。彼の危惧は現実のものとなり、翌年正月には、浙江が従来より採買預備していた穀二〇万石を福建に送り、漕米一〇万石を截留してこれを補填している。^④

李衛の採買は皇帝の許可を得、四川側の協力を取り付けることもできた。買付け先は重慶・夔州二府に指定され（その後、重慶府のみに変更）、奸牙の囤積を取り締ることも約束された。^⑤ 翌五年二月初、重慶より米一〇万石採買完了の報告が届き、第一船団は、小船二隻、米数百石を失っただけで無事漢口へ到着、第二船団も重慶を出発した。この時点で早くも李衛は、第二回目の四川米採買を願ひ出ているが、雍正帝は難色を示している。^⑥

五月一日、採買を無事終了した李衛は、皇帝に最終報告を行っている。^⑦ その中で、彼は以下のように論じている。すなわち、浙西地方は養蚕・製糸業に特化しており、食米はこれまで外省に依存してきた。^⑧ 昨年、四川より米一〇五三〇〇石を採買したが、その費用は毎石銀九錢五分で、この値は客商の販米および江西・湖広より購買した官米と比較して四、五錢賤かった。^⑨ このため、採買した米の一部を減価平糶したところ、銀一万数千両もの贏余が生じた。^⑩ 採買のコストの低さは、主として江（蘇州）楚（漢口）の客商の中継業務を省略したことによるものであり、国家が客商を経由せず直接四川より採買を行えば、商人も囤積過糶できなくなり、結果的に長江流域の米穀流通は円滑になるであろう。^⑪ 一方、採買は四川にとっても良質の（庫平）銀が得られて有益であった。^⑫ ただ、採買には関口税が負課されないはずであるにもかかわらず、手違いにより九江関で船税を徴収されてしまい、若干コストが上昇した。^⑬

この報告をもとに李衛の採買を特徴づけると、次のようになる。第一に、食糧政策の側面から見ると、李衛の採買は、長江流域における社会的分業（地域間分業）を認めた上で、それを更に推進する形で社会の再生産を維持しようとするものであった。浙西が養蚕・製糸業に特化して四川より食米を購入し、四川が米穀を移出して銀を獲得することは、浙西ばかりでなく四川にとっても有益であると李衛は考えていた。この発想は、地域内の倉儲を使用して自己完結的な需給調整システムを構成することを基本方針とする従来の平糶政策とは、根本的に異なっていた。それ故、李衛は、今回採買した四川

米や売価銀兩を浙江常平倉の元資に充てることはせず、むしろ、以後コンスタントに四川米を採買しようとするのである。

第二に、市場政策の側面から見ると、今次の採買は、雍正元年の採買のように国家が市場を通して米穀需給の調節を行ったばかりでなく、客商を介さない新しい米穀流通ルートを積極的に開拓したことが注目される。当時、湖南や四川で産出された米穀は、一旦漢口に集積され、牙行を中継して長江下流へ再移出されていた^④。すなわち、長江流域の米穀流通は、漢口を結節点として二段階に分かれていたのである。漢口の仲買商人は、言わば米穀需給の調節弁であった。しかし、李衛にとって、漢口商人は中間搾取を行い米穀流通を阻害するもの以外の何者でもなかった。四川より直接採買したことにより、市価より減じて平糶しても一万数千兩の余剰を生んだという事実が、中間搾取の何よりの証拠であった。それ故、李衛は、漢口商人を経由せずに直接四川米を採買するという最も経済的なルートを採用したのである。

これらのことから明らかなように、李衛の採買は、雍正元年の採買を継承し、より発展させたものであった。とりわけ注目すべきは、彼が四川米採買を恒常的に行おうとした点である。李衛は、先の報告で、今年は二倍の規模すなわち銀二〇万兩で四川米を採買したいと申し出ている^⑤。これはもはや、平糶政策を逸脱した、準商業政策であると言えるだろう。

李衛は、公共の福祉を目的とするものであれば、国家が商業に類似した行為を行うことは是認されるべきであると考えていた^⑥。ただ、李衛は、四川の米穀供給能力については極めて樂觀的に考えており、四川への採買が四川省民にも恩恵をもたらすものと信じていた。それ故、四川の米価騰貴を心配していた雍正帝は、この計画を額面通りには許可せず、結局、第二回の採買は、銀八万兩で実施される運びとなった。ところが、二度目の採買はほとんど成功しなかった。四川側の過糶が開始されたからである。

① 雍正『大清会典』卷三九 戸部一七 平糶、雍正元年、論。

② 『宮中檔雍正朝奏摺』第一輯、雍正元年一〇月二四日、都察院左僉

都御史陳允恭

查浙江告災州縣。不下數十處。即在平日乏米者。大半仰藉於杭州之

暨河。而暨河之商販。運於蘇州之楓橋。楓橋所貯之米。皆由湖広・江西・上江運漕。巨商載運而來。並非蘇州土產。蓋蘇浙河淺狹。皆數百石之小船。非如蘇州可容數千石之大船。

③『世宗實錄』雍正元年六月丁丑、上諭

諭戶部。朕去年親閱京通各倉。雖有積貯。但京師人民聚集。食指浩繁。米糧儲備。不可不裕。查有漕各省。惟湖広・江西產米最広。近年盛京。年歲豐收。米價亦賤。此三處酌量動正項錢糧。採買數十萬石。僱募民船。運送京師。大有裨益。著怡親王・隆科多會同詳議具奏。

④同右、雍正元年七月乙酉、戶部議覆

戶部遵旨議覆遣官往盛京・江西・湖広採買米糧。得旨。南方差漢御史或給事中一員前往。動正項錢糧。照時價買米。僱募民船。即行起運。

⑤『宮中檔雍正朝奏摺』第一輯、雍正元年八月五日、日講官起居注翰林院侍讀學士王國棟

恐愚民無知。佯聞國家發帑採買。爭相囤積。以致餽餉。亦未可知。伏請。勅下使臣到彼。因時制宜。權其多寡。穀賤則軋運不厭其多。穀貴則軋買不妨於少。至於僱募民船。嚴飭地方胥吏。不得借稱官米名色。先期拘集。指勘價值。致候生理。

⑥同右、第一輯、雍正元年九月一六日、兵科給事中劉祖任。

⑦同右、第一輯、雍正元年九月二六日、江西巡撫裴律虔。

⑧同右、第一輯、雍正元年九月三日、兵科掌印給事中陳世倌、同九月四日、江南道監察御史于広、同九月六日、湖南巡撫魏廷珍。

⑨同右、第一輯、雍正元年一〇月四日、翰林院侍讀學士戚麟祥

北地米貴。遣官湖北・湖南・江西・安慶四處。買米四十萬石。軋運京畿。以備水旱。

⑩同右、第一輯、雍正元年一〇月一日、漕運總督張大有一

但今江浙地方。報旱既多。秋收未必能豐。米價未必能賤。仰懇聖慈。將上江所買之米。暫為停止。

⑪同右、第一輯、雍正元年一〇月某日、繆沅。彼はその理由を「今年江西各馬頭船隻少。因湖広禁米。大船無買賣。不來漢口。江西向來僱船。原在漢口。今淮揚塩船。尚未到楚。而販米船隻。又不得往來貿易」と説明する。しかし、湖広の禁米は、他の史料からは確認できない。

⑫同右、第二輯、雍正元年二月某日、繆沅。

⑬同右、第二輯、雍正元年一月一五日、兵科掌印給事中陳世倌、同十一月二五日、湖南巡撫魏廷珍、同二月二〇日、江南道監察御史于広、同二月二〇日、湖南巡撫魏廷珍。

⑭同右、第二輯、雍正二年三月二六日、兵科掌印給事中陳世倌。

⑮同右、第二輯、雍正二年七月二八日、兵科掌印給事中陳世倌。

⑯同右、第二輯、雍正二年十二月二〇日、江南道監察御史于広。

⑰同右、第二輯、雍正元年一月一五日、兵科掌印給事中陳世倌。

⑱なお、注⑭・⑰を表にすると、下表のようになる。

	湖 北		湖 南	
	每 石	総 額	每 石	総 額
米穀購入費用(銀兩)	0.840兩	84013兩	0.676兩	67673兩
輸送費用(銀兩)	0.364兩	36487兩 ^①	0.386兩	38695兩
合計(銀兩)	1.204兩	120500兩	1.062兩	106368兩 ^②

但し、沿途雜費を含まず。

① 合計一米穀購入費用より算出。

② 米穀購入費用+輸送費用より算出。

⑮ 前注⑮、陳世倅。

⑯ 『宮中糧雍正朝奏摺』第一七輯、雍正九年正月二十四日、江西巡撫謝旻。

臣前在戶部雲南司任內。曾聞有運漕費帑甚多之說。因將各省運交京通二倉漕米所需弁丁俸工漕截行月錢糧・耗羨銀米。以及京通兩處過場剝運進倉經紀・車戶各項費用。通盤計算。交京倉者。山東省每石需銀六錢二分零。河南省需銀五錢三分六厘零。江（寧）安（慶）等府需銀六錢六分八厘零。蘇松等府需銀七錢四分七厘零。湖広省需銀四錢二分四厘零。浙江省需銀九錢三分二厘零。江西省需銀七錢一分六厘零。

なお、湖広の數値は、距離が隔たるに従い費用が通増するという経験則に反し、また値が四錢二分程度となっていることから、湖広に関する數値のみ採買の費用が誤記されたとも考えられる。

⑰ 拙稿「安徽米流通と清代崇明の棉業」名古屋大学『東洋史研究報告』一三 一九八八年。

⑱ 『宮中糧雍正朝奏摺』第二輯、雍正二年七月二十八日、兵科掌印給事中陳世倅。

復蒙万歲爺格外加恩。准給回空印照。免納閔料。

⑲ 同右、第六輯、雍正四年六月一日、浙江巡撫李衛。

但聞。福建年歲平常。米價頗貴。……但浙江戶口繁多。本地所產米穀。不足供食用。是以商販多向江西・湖広等處買米。運浙湊食。

……臣查湖広漢口地方。向來聚米最多者。皆由四川土饒人少。產米有余。本地穀賤傷農。故川民樂於出賣。以助完糧用度之需。從前年歲豐每年將川米販運湖広・江省各處發賣。獲利甚多。人人共知。在年歲歉以之自圖私利。並非為公。今若以之接濟公儲。則實為有益。況四川米餉較各處頗賤。川江直抵湖広水路。盤運甚易。……借動銀十萬兩。遴委幹員。於七八月內起程。前赴四川地方買米。

⑳ 則松彰文「雍正期における米穀流通と米價變動——蘇州と福建の連関を中心として——」九州大学『東洋史論集』一四 一九八五年、一六四頁。

㉑ 『宮中糧雍正朝奏摺』第七輯、雍正五年正月十七日、浙江巡撫李衛。

㉒ 同右、第六輯、雍正四年一月二日、四川巡撫法敏。

㉓ 同右、第七輯、雍正五年二月一七日、浙江巡撫李衛。

㉔ 同右、第八輯、雍正五年五月一日、浙江巡撫李衛。

㉕ 浙江省杭嘉湖三府。民居稠密。食口繁多。其他広種桑麻。向藉外販之米。添補接濟。

㉖ 今於閏三月內。拋前委四川買米之同知谷確等。陸續運到買回之米。……除川河過灘損失之外。實有浙斛米十萬五千三百余石。統算買價・運費及攤補損失數千石外。每石止約值銀九錢五分零。較之客商販浙并江広買回官米。每石已賤至四五錢不等。

㉗ 至平糶之價。雖比時價減少。而較之買運原費。仍有多余。此時雖未糶完銷算。大約一萬數千兩之贏余。可以溢出。是此番買回川米。實於浙省大有裨益。

㉘ 況浙省向日多藉江楚之米。彼地原有從川省販來者。今既自往購買。則江楚客商所販川米。亦可留於江楚濟用。使三省刁民。無可借詞遏阻。

㉙ 但臣平日深知。四川產米頗多。價值甚賤。故斗斛之大。倍於他省。今雖買回浙斛十万余石。而在川省。僅算賣出四萬七千余石。細詢買米官員。川民因見好銀照時平買。咸皆踴躍。

㉚ 惟是此米運回時。各處関口。俱遵定例。米糧不收稅銀。惟管九江関之饒南九江道劉均。不以臣與該省巡撫移文轉飭知照為準。雖未濫收米稅。然借稱船隻報料名色。留住船戶。不肯放行。除收去正稅銀一千五百四十九兩之外。又百般掣勒加耗平頭雜費銀一千五十七兩零。

㉛ 安部、前揭論文、一八一頁。

㉜ 臣愚以為。上年初次試行。實有成效。仰懇皇上天恩。今年再准。動

銀二十万兩。早為委員。及時赴買。得於歲前運回。則冬月米色乾燥。可以收貯。備夏秋米價貴時之用。不但為浙省百姓。省數万買米之銀。

且四川得銀。完納錢糧。而所動庫帑仍然。

②③ 前注②、李衛。

三 採買政策の挫折と倉儲政策の進展

雍正五年（一七二七年）、李衛は銀八万兩を以て第二回の四川米採買を開始した。^①一方、昨冬李衛の四川での採買、今春江蘇の湖広・江西での採買で需給が逼迫していた所へ、本年水災を被った湖北では、米価が騰貴し、止むを得ず買穀のため備用しておいた銀六万兩を動支し、四川・湖南にて採買を行った。^③こうして、浙江・湖北二省から同時に採買を受けた四川では、李衛の採買に便乗した商販の米穀搬出とも相俟って、春夏より米価騰貴を惹き起こし、遏糶を行わざるを得ない情況に至った。^④このため、一二月より、四川は商販の米穀搬出を暫時禁止し、浙江・湖北の採買のみ運出を許可した。^⑤李衛の採買額は二万石に制限され、不足分は江西で買付けるよう命じられた。^⑥しかし、李衛は、江西でも六千石程度しか採買できなかった。^⑦

李衛の採買には二つの問題点があった。第一に、漢口商人の中継業務を省略することは、コストの低減をもたらすが、一方で湖広・四川の需給バランスを混乱させることにもなる。雍正元年の採買で、江西が買米をほぼ完了しながら、米船の確保が困難なため結局米を搬出できなかったことから推測されるように、漢口下流でも米穀流通はそれ程活発ではなかった。漢口上流に至っては、毎年僅か一〇〇万石程度しか流通していなかった。^⑧かかる状況の下で、中継業者を経由せずに一〇万石もの米石を四川から直接購入すれば、米相場が上昇傾向を示している際には、米価騰貴を招くのはむしろ当然である。更に、大口の買手が商慣習を無視して市場に参入すれば、投機行為も盛んになる。李衛の採買の際、四川側は買付け地重慶で囤積を取り締ただけであり、外省商販の投機的搬出を包括的に防止するためには、遏糶を行う以外に途はなくなる。

第二に、当時の四川は、李衛が予想していたほど米穀供給能力が高くなかった。四川の米価が浙江より賤いのは、両省間の生産性の差異に起因するものではなく（生産性は、四川より浙江の方がはるかに高いはずである）、むしろ両省間の価格体系の相違によるものである。採買により四川省民は良質銀を得られて喜んでいるという李衛の報告は、とりもなおさず四川が浙江より相対的に銀貴米賤であったことを意味している。四川と浙江の米穀市場の統合性は極めて低かった。このように、四川の低米価は、米穀供給の豊富さではなく銀の貴さを反映するものであったから、採買による銀の大量投下は、たちまち米価騰貴を惹起したのである。

こうして、李衛の連続採買計画は、挫折すべくして挫折したのであるが、これと前後して、国家は採買のみに頼った平糶政策を修正しはじめる。管見の限り、雍正六年以降、李衛は四川への採買を挙行していない。国家は、市場への介入がより間接的で、特定地域の米価騰貴を招かない倉儲政策へ、平糶の重点を移してゆく。

常平倉は、清初より存在したが、順治・康熙年間あまり普及せず、雍正ごろより本格的に普及しはじめる。^⑨ 順治・康熙年間に常平倉が普及しなかった最大の理由は、倉儲の元資を捐穀に依存していたからである。^⑩ これでは、大量の倉穀を常時確保することは困難である。雍正帝は、この方法を改め、国帑を投下して米穀を採買し、以て常平倉を充実させる方法に変更した。^⑪ 更に雍正帝は、倉儲を所在地域の救済だけでなく、他地域の救済にも役立たせることも考えていた。それ故、特に湖広や四川など産米地の倉儲が重点的に強化された。

雍正三年、湖広の倉穀が数十万石に減少しているのを憂えた皇帝は、庫銀一〇余万両を動支して穀石を採買し、常平倉を充実させるよう該省督撫に命じた。^⑫ ここで皇帝は、湖広の倉儲を他省にも使用する予定であることを明言している。命を承けて、湖南省は、銀六万両で穀一七万石を採買した。^⑬ 雍正五年一月には、湖南の倉儲は二五万石に増加した。^⑭ そして雍正七年二月には、常平倉穀約三〇万石、社倉穀約二〇万石、商捐買穀約一〇万石、総計約六〇万石の穀石を備蓄するに至っている。^⑮ 一方、湖北省は雍正五年一月には僅かに穀麦九万八千石を備蓄するに過ぎなかった。^⑯ だが、同年湖広が塩商

の捐穀銀一〇万両（湖北六万両、湖南四万両）を使って買穀を行うなど、積極的な積貯政策が続けられた結果、雍正一一年一月には湖北だけで穀麦三八万九千石を儲備するに至った。同年江蘇の米不足に際し、湖北では捐穀および倉穀計一〇万石を米五万石に碾して江蘇に送っている^⑭。

そして、湖南や湖北以上に積貯が重視されたのは、四川省である。李衛の採買の後、四川は雍正九年に再び米価騰貴を起こし、また軍糧の供出にも迫られていたので、二度目の遏糴を開始した^⑮。この時、四川の存穀は四二万石に達していたが、雍正九年六月二二日、四川省当局は、銀による捐納を行い、捐銀で米穀を購入し、常平倉を充実させることを提案した^⑯。この捐銀買穀案は、農民が穀を売って銀に易え、国家がその銀で再び穀を買うという繁雑さが問題となり、結局許可されなかったが、七月二六日、皇帝は大学士等に四川の倉穀不足問題について諮問している^⑰。七月二九日、これに対する答申が出され、毎年銀六万両を動支し、穀二〇万石を三年間、合計六〇万石を収買し、現儲の四二万石と合わせて穀一〇〇万石を備蓄するという大計画が策定された^⑱。この計画は裁可され、雍正一二年四月には、六〇万石のうち四四万石が購買されていた^⑲。

勿論、湖広や四川だけでなく、その他の省も積極的に倉儲の充実を図っている。たとえば、江西の備蓄は、雍正九年一〇月の時点で既に穀約九〇万石に達していたが、雍正一二年八月には一二四万石に至っており、更に江西巡撫は新たな採買を願ひ出ている^⑳。安徽の備蓄も、雍正九年一〇月の二〇万石から雍正一三年八月の四五万石へと、着実な増加を見せている。一方、需米地に属する広東でも、雍正一〇年より广州府三水県西南鎮にて倉廩の新建と広西穀の收貯が行われ、雍正一二年には潮州・瓊州でも建倉收貯が開始された^㉑。辺境地帯の陝西では、雍正一〇年一二月に湖広米一〇万石を撥運備貯する計画が策定され、翌一一年の春から夏にかけて米四万五千石を河南經由で輸送している^㉒。

雍正の倉儲政策は、他地域の災害にも機動的に対応できることを目標としたので、水運が便利な地域の倉儲が重点的に強化された。たとえば、雍正七年一月広西巡撫金鉉は、現在広西の倉穀は一五三万石に達しているが、他地域の救済に

備えるため搬運困難地域の倉儲を減らして搬運至便地域の倉儲を増し、全省で一〇〇万石程度を貯備するようにしてはどうかと具申している。^③この提案は、翌年四月、雲広総督鄂爾泰の反駁に遭い、倉穀の削減は実現できなかったが、金鉷は不便地域の倉儲は減らさず至便地域の倉儲だけを増強するよう再提案し、許可されている。^⑤こうして倉儲は、輸送の便を考慮してある程度合理的に配置されたが、全体的に見れば一方的な蓄積強化の途をたどった。しかし雍正末の時点では、倉儲は多に越したことはないという樂觀論が支配的であり、倉穀の大量備蓄に併う弊害は殆んど認識されていなかった。

時代が乾隆になると、倉儲の域内完結性はますます弱まり、豊富な備蓄を背景にして隔省・隔地間における倉儲の融通性が更に向上してくる。それは、域外での採買補倉、域外への倉穀撥協、社倉の国家運用化などという形で具体化している。

域外にて米穀を採買し補倉することは、すでに雍正より行われており、雍正の倉儲政策それ自体、一定の地域間分業に立脚したものであったと言えるが、乾隆に入ると域外での採買補倉は、地域によつては公認されるようになる。乾隆初期、すでに大量の備蓄を達成しつつあった常平倉の平糶方法が議論された時、川陝総督は、隣封での採買はトラブルの原因になり易いので、本地の富戸より収買すべきであると具申しているが、^⑦浙江総督は、従来浙西は他所より採買し、浙東は本地で採買してきたのであるから、今後も浙西は域外で、浙東は域内で採買補倉すべきであると提言している。^⑧採買から倉儲へ、平糶政策は保守化の傾向にあったが、商品経済の発達した浙西などでは、倉儲による自己完結的な米穀需給システムの再構築を行うことは、もはや不可能であり、また不必要でもあった。

域外の被災地へ倉穀を援助することは、雍正倉儲政策の主要目的であったが、撥協制度は、乾隆より本格的に機能するようになる。乾隆三年、江蘇・安徽の旱災に際しては、江西より倉穀一〇万石が、^⑨湖南より倉穀二〇万石がそれぞれ撥協され、平糶に使用された。ここで注目すべき点は、本来被援助省が藩庫より代価を支払うべきであるにもかかわらず、江

南は江西に対しても湖南に対しても経費負担を免除されていることである。江西の場合は、江西の司庫銀あるいは捐納にて買補することが求められている。この方法によって、隔省間の繁瑣な現銀輸送業務は合理化されるであろう。だが、採買政策で一応確立されていた受益者費用負担の原則は、再び後退することになった。

域外援穀の今一つの型は、撥協を受けた省がその倉穀をそのまま備蓄すること、すなわち倉儲から倉儲へ、である。乾隆三年、福建は、江西より倉穀二〇万石を、湖南より倉穀一〇万石を撥協して貰い、これを福建に収貯したいと願ひ出て許可された^⑭。この時、福建が代価を支払ったかどうか、明らかでない。しかし、福建は備蓄穀が一六三万石もありながら、前年には穀一九万石しか使用しなかったことを皇帝に指摘されていることから窺われるように、湖広・江西の倉儲は他省によって比較的安易に利用されがちであった。このように、費用負担が必ずしも明確でない域外への倉儲撥協は、往々にして産米省倉儲への依存心を強め、このことが産米省の過剰備蓄を加速させていたものと考えられる。

乾隆の倉儲政策は、また社倉をも国家備蓄に準ずるものと看做し、これを充実強化させていった。社倉は、雍正から乾隆にかけて普及したが、社穀の確保が困難なため、漕糧への割当、耗糧の一部転用、官帑による採買、常平倉からの援助などの措置がとられることもあった^⑮。社倉に対する国家の補助には定式がなく、あくまで便宜的な措置として取り扱われていた。たとえば、社穀の採買に際しては、乾隆七年、広西が墾戸工本銀一万二千両を転用して社穀を収買したように、正規の財政から費用を支出するのではなく、別の費目から資金を流用して行っていた。また、常平倉からの援助についても、当時社倉政策に尽力していた陳宏謀は、常平倉穀からの永久転用および一時借用ともに実施しており、情況に応じて適宜方法が変えられていた。こうして、倉儲の融通性拡大は社倉にも及び、食糧備蓄はますます強化されていった。

倉儲政策のこのような動きに対し、採買政策も一定の変化を遂げている。採買政策は、決して放棄されたわけではなく、乾隆以降も引続いて行われた。しかし、産米省にとって、他省からの不時の採買は、やはり米価騰貴を招きかねない迷惑な存在であり、なるべく回避したい気持ちに変わりはない。雍正一二年、江西巡撫常安は、江南が江西に採買に来る前に、

自ら江西穀一〇万石をあらかじめ収買しておき、来春端境期に江南へ輸送平糶したいと上奏している。^① 乾隆五年には、湖南が、前年採買備貯しておいた穀五〇万石を浙江に撥給している。^② 乾隆一三年、江蘇の米価騰貴に際して、湖南は自ら穀二〇万石を採買し江蘇の官員に引き渡しており、江西は二度にわたり倉米二〇万石を江蘇に送っている。^③ 湖南も江西も、江蘇省当局によって自省内で採買されることを忌避し、自らの手で採買しておいたり倉米を提供したりしている。更に進んで、倉穀を「採買」させることもあった。乾隆三年、江南からの採買に対し、湖広では、米価騰貴を予防するため常平倉穀を引き渡している。^④ 乾隆六年、安徽は、湖北の武昌・漢陽等府に備蓄されていた隣省救済用倉儲より、米一〇万石を採買収貯している。^⑤ こうなると、もはや採買政策と倉儲政策との区別が困難になる。勿論、採買政策における如上の変化は、まだ一部分にとどまっているが、乾隆以降、産米省に米価騰貴を波及させないため、需給が逼迫している折に市場流通米を採買することを回避する措置が講じられ始めたものと看做してよいであろう。これにより、産米省も平糶政策に主体的に参加し得たのである。

それでは、乾隆前期の平糶は、実際にどのような形態で行われ、雍正期の平糶と比較してどのような変化を見せていたのだろうか。乾隆三年、長江下流で旱災が発生した時、江蘇・安徽両省は銀五〇万両を動支して湖広・江西にて米穀を採買している。^⑥ 同時に、江西は独自に倉穀一〇万石を撥協し、湖南もまた倉穀二〇万石を撥協し、江南を救済している。この他、福建へ撥協される予定であった江西・湖南倉穀のうち、一〇万石が江南に截留接済されている。

ついで乾隆七年、江蘇北部が水災に遭った時には、河南から粟米二〇万石、江西から倉米二〇万石が撥協されるところに、四川が常平倉穀等二〇万石を江蘇に送っている。^⑦ 同じ頃、湖北も四川倉穀二〇万石を購買収貯しているが、これには長江下流からの採買や商人の搬運に備える意味も含まれていた。^⑧ ここで、四川の米穀が再び長江下流域の救済に使用されるようになったことの意義は大きい。雍正の四川米採買は結局失敗に帰したとは言え、四川はやはり有力な産米省である。雍正後期より開始された倉儲政策の結果、四川の貯穀は、乾隆七年末の時点で総計二六〇万石にまで増加した。^⑨ この膨大

な備蓄をバックに、四川は域外平糶政策に復帰したのである。

四川倉穀による域外救済は、その後も続けられた。このことを、乾隆一六年（一七五一年）の浙東平糶事例より確認しよう。

乾隆一六年、浙東で大規模な旱災が発生した。浙江巡撫永貴は、七月初、とりあえず司庫銀三七万七千両を動用し、江南・湖広一帯で採買を行わせるとともに、近隣各省へ借米を要請した。永貴は、浙東の救済に必要とされる糧食を米三〇〇万石と見積り、うち一〇〇万石を浙江省常平倉および採買にて、一〇〇万石を漕米の截留にて、残る一〇〇万石を他省からの撥協にて、それぞれ都合しようと考えていた。このうち、截漕については、八月中に浙江漕糧五〇万石・江蘇漕糧三〇万石の存留賑済が認められている。^⑤

撥協要請は、都合三回出されている。第一回は二五万石（湖広二〇万石、江南五万石）、第二回は四〇万石（湖広二〇万石、江南二〇万石、第三回は五五万石（湖広一〇万石、江南一五万石、江西三〇万石）と要求額は通増し、合計米一二〇万石（湖広五〇万石、江南四〇万石、江西三〇万石）に至っている。^⑥

しかし、この年湖広では、同年湖南の歉収などの理由で、倉儲がかなり減少していた。湖南省常平倉は、当初定額穀七〇万二千石、溢額穀五七万五千石、合計一二七万七千石を備蓄していたが、本年湖南の平糶や兵米援助のため四九万石を放出したので、残高は約八〇万石に低下していた。このうち、搬出可能な倉儲は四九万石であるが、うち一〇万石を安徽へ撥協するので、使用可能な倉穀は僅か四〇万石に過ぎない状態であった。^⑦一方、湖北省常平倉は、本年の糶借を除くと残高は穀三五万石、うち搬出可能な倉儲は二三万石程度であった。^⑧両湖の常平倉儲が、湖南の被災にもかかわらず一一五万石も存在し、うち七〇万石が撥協可能であるという事実は、倉儲政策の成果が現れてきたことを意味しているだろう。但し、これだけの倉儲も、今回の浙東大旱災には、十分対応することができなかった。

湖広と比較すると、江西はかなり余裕があった。江西の倉儲は、常平倉額貯穀一三七万一千石、溢額穀一二万三千石、

捐監等穀四千石、合計一四九万八千石に達しており、本年の糶借分約四五万石を差し引いても、なお一〇四万八千石を備蓄していた。^⑤ 逆に、江蘇の倉儲は、定額一五四万八千石であったが、実貯穀は僅か五九万七千石であった。^⑥

このように、長江流域各省の倉儲は、雍正期よりかなり充実していたが、米一二〇万石（穀二四〇万石）を捻出することは不可能であった。そのうち、八月中旬には、永貴の需米予測が過多であることが判明し、倉儲の大量撥協は中止された。^⑦ 浙東救済は、最終的に、截留漕米八〇万石（浙江五〇万石、江蘇三〇万石）、倉穀碾米約四〇万石（浙江一五万六千石、湖広一五万石、江西五万石、江蘇五万石、福建五万石）、採買四〇―五〇万石、合計米一七〇万石で行われることになった。^⑧ 截漕、倉儲、採買が、それぞれバランス良く適用されたのである。

それでは、今次の平糶において、四川はどのような役割を果たしたであろうか。永貴は、李衛よりはるかに深刻な米不足に直面しながら、四川への採買および撥協要請をしていない。しかし、四川は、湖広を経由して間接的に浙江を援助していたのである。湖広から江浙へは米穀流通が活発であり、浙江の米貴が湖広へ波及する虞れは十分あった。そこで四川総督策楞は、将来の湖広米貴に備えるべく、あらかじめ四川の溢額倉穀九〇万石のうち搬運可能な四〇万石を湖広に撥協することを計画し、とりあえず穀二〇万石の碾米輸送を開始した。^⑨ この計画は裁可され、四川倉米は湖南・湖北両省に分貯して、湖広が安徽・浙江へ撥協した分を補填することになった。^⑩ その後、湖広総督阿里衮は、四川が撥協した倉米のうち、第一次搬運分一〇万石を浙江へ送り、第二次搬運分一二万九千石を湖北に備蓄してはどうかと提案した。^⑪ しかし、浙江の需米予測が下方修正されたため、四川からの援助米は全て湖北に収貯することが確定した。^⑫

四川省が倉米撥協を引受けた背景には、何としても四川での採買を防遏したいという切実な意志があったことは、以下の事実経過からほぼ確実である。すなわち、当初乾隆帝は、湖広に四川米を採買させ、以て下流への撥協分を補倉する予定であった。^⑬ だが、策楞はこの案に反対し、四川倉儲の撥協によって湖広の倉儲を補充する案に切り替えさせた。その理由として、策楞は四川米価が「少増」したことをあげているが、説得力は乏しい。しかし、とにかく川米採買は回避さ

れた。その後、阿里衮が四川での採買を願ひ出たが、これも実施された形跡はない。

こうして四川は、倉儲を撥協することにより採買を回避した。一方、策楞は、過糶を禁止し、民間の米穀移出についてはこれを容認した。^⑧ その結果、浙江は、集散地漢口にて米穀を採買することができた。^⑨ 四川市場の長江流域市場への統合が進んでいない時点では、漢口の需給調節機能は、国家でさえこれを無視できない程重要だったのである。

① 『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、雍正五年二月三日、浙江總督管巡撫李衛

浙江以銀八万兩。赴川買米。

② 同右、第七輯、雍正五年三月一七日、蘇州巡撫陳時夏

又奉恩旨。動帑買米平糶。臣欽遵。動用司庫銀四万兩。委員分領。

赴江広採買備糶。

③ 同右、第九輯、雍正六年正月一九日、湖広總督邁柱、湖北巡撫馬会

伯

又奉特諭。將買穀備用銀六万兩動支。分給賑恤。臣馬会伯。以貧民

群聚糶買。恐致米價騰貴。隨委員前往四川・湖南豐收之處。分途採

買。……臣等細加查算。若以州縣原報戶口計之。則六万兩採買之數。

可敷四個月賑濟之用。

④ 同右、第九輯、雍正五年二月一三日、重慶總兵官任國榮

今見。浙楚二省買米差員。接踵而至。外販又運往下江。絡繹不絕。

……自去冬浙省採買數万石之後。外省米商。又源源運往下江。以致

今年春夏米價頗增。

⑤ 同右、第九輯、雍正六年正月二二日、四川巡撫靈德

臣思。地方民食。關係緊要。故万不得已。於十二月間。行令該地方

官。除浙楚官買米穀。仍照數聽其買運外。其余商販私運。令其酌量

暫行禁止。

⑥ 前注①、李衛

准其在川買米二万石。其余着李衛。於江西等省採買。

⑦ 『宮中檔雍正朝奏摺』第一〇輯、雍正六年六月八日、浙江總督管巡撫李衛

又四川買米人員。已經運回到浙。……余銀帶回無恙。在江西順路。

買回六千余石。

⑧ 同右、第一八輯、雍正九年六月二三日、四川總督黃廷桂、巡撫靈德

外省商販。又在各處市場。順流搬運。每歲不下百十万石。

⑨ 星、前掲書、七六一八四頁。

⑩ 光緒『大清會典事例』卷一八九 積儲 常平穀本

順治十二年題准。……其鄉紳富民樂輸者。地方官多方鼓勵。毋動以

定數。

康熙十八年題准。地方官整理常平倉。每歲秋收。勸諭鄉紳士民。捐

輸米穀。

三十二年題准。浙江產麥無多。所收不敷民食。鄉紳士民捐輸。

三十四年議准。令直省督撫飭各州縣衛官。勸諭鄉紳士民。每歲收稔

時。量力捐輸積儲。

三十六年題准。湖広三十五年分各官捐輸之數。備各屬常平倉。以備

賑濟。

(五十四年)又題准。湖北撫司道府州縣等官。共捐輸穀三万五千七

百石。分撥大中小州縣衛所。收存備用。

⑪ 同右

雍正元年覆准。動浙江庫帑買米三万石。運廈門收存万石。漳泉二府各存六千石。余八千石。運赴福建省城。

（四年）又覆准。江南蘇松常三府。買穀八万石收儲。又覆准。浙江寧波金華等府。買穀五万五千余石分儲。

⑫ 雍正『大清會典』卷三九 戶部一七 積儲

（雍正三年）又諭。湖広為產米之鄉。穀石最宜多貯。將來運往別省。皆為近便。今查湖広通省存倉之穀。僅數十万石。為數無多。今歲湖広收成豐稔。著即行文該省督撫。令其動支庫銀十万余万兩。遴委賢員。採買穀石。於省倉及府州縣庾貯之。加謹收貯。

⑬ 『宮中檔雍正朝奏摺』第二二輯、雍正七年二月二五日、湖南布政使

趙城

動庫銀六万兩。前後委員。陸續採買穀一十七万一千五百三十三石五斗六升。

⑭ 同右、第七輯、雍正五年正月二五日、湖広總督傅敏・湖北巡撫憲德

湖南亦止貯穀二十五万一千余石。

⑮ 前注⑬、趙城

今臣查貯倉穀石。除向年原有常平倉穀三十万六千余石外。邇年以來。荷蒙皇恩。又積有社穀二十万八千余石。商捐買穀一十万五千余石。但論湖南已積有六十余万之多。

⑯ 前注⑭、傅敏・憲德

常平倉實在存貯。湖北僅有穀麥九万八千余石。

⑰ 光緒『大清會典事例』卷一八九 積儲 常平穀本

（雍正）五年議准。湖広塩商捐穀銀十万兩。分發湖北六万兩。湖南

⑱ 四万兩。交各府飭令就近採買存儲。

『宮中檔雍正朝奏摺』第二二輯、雍正二年正月二九日、湖北布政

使鍾保

臣查湖北各屬存倉穀麥等項。共有三十八万九千余石。……請將湖北

現收捐穀。動撥六万五千石。再於各屬附近水次之州縣倉穀。動撥三

万五千石。共穀十万石。碾米五万石。選委能員。僱備船隻。由長江

⑲ 順流而下。直抵江蘇。

同右、第二二輯、雍正二年二月七日、四川巡撫憲德

⑳ 雍正九年。憲德以川省米價稍昂。又復擬辦軍糈。奏請暫禁商販赴楚。

前注⑨、黃廷桂・憲德

⑲ 臣等查全川一百數十余州縣。其倉廩存貯米穀雜糧。通省合算。止共

四十二万石有零。……俯准將川省常平倉捐例。改穀作銀。……不分

⑳ 旗民人員。聽許赴川遵例援納。即交兌四川布政司貯庫。……遴委賢

員。於秋成之時。赴各州縣。照依市價。分頭買穀。交該地方官。查

查江西閩省常平等倉。共貯穀一百二十四万余石。應行再為收買。愈多愈善。

前注²⁵、尹繼華

安徽米穀。通計不過二十萬。

²⁸ 『宮中權雍正朝奏摺』第二五輯、雍正十三年八月某日、江寧布政使李蘭

安徽省屬。現共積穀四十五萬三千余石。

²⁹ 同右、第一九輯、雍正一〇年五月二十九日、署理廣東總督鄂彌達查省城上流一百二十里。有西南鎮。乃西穀客船聚集之所。可於水次建造倉廩。委員於穀價平賤之時。照依時值。公平收買穀數十萬石。存貯在倉。

同右、第二輯、雍正二年四月八日、廣東總督鄂彌達

於廣州上流之西南鎮。建造倉廩。收買西穀。借支各府預備銀五萬兩。以為買穀之資。

³⁰ 同右、第二輯、雍正二年四月八日、廣東總督鄂彌達・廣東巡撫楊永斌。

³¹ 同右、第二輯、雍正二年二月一日、河東總督王士俊・署理河南巡撫孫國璽。

³² 同右、第二輯、雍正二年六月二日、署理河南巡撫孫國璽。

³³ 同右、第一四輯、雍正七年一月七日、廣西巡撫金鉅。

³⁴ 同右、第一六輯、雍正八年四月二〇日、雲廣總督鄂爾泰。

³⁵ 同右、第一六輯、雍正八年八月一日、廣西巡撫金鉅。

³⁶ たとえば前注²⁶、常安。

³⁷ 『高宗實錄』乾隆三年四月丁酉、大學士管川陝總督查郎阿奏隣封購買糧石。最易滋弊。莫如各州縣查有糧石富余之家。至市集不能即售者。即於市集未散之時。無人繼買之後。俱照時值收買。

³⁸ 同右、乾隆二年七月己亥、大學士管浙江總督嵇曾筠疏議

採買倉穀。宜分本地外界。浙省杭嘉湖寧紹等屬。向赴隣省隣縣採買。應令每年於八月內赴府領餉。其前赴何處買穀處所。具文通報。以便移查覈銷。金台衢嚴溫處等屬。向係在本地採買。應令該府於秋收時。確訪新穀時值報司。該州縣亦於八月赴府領餉採買。

³⁹ 同右、乾隆三年二月是月、兩江總督那蘇圖等奏

前請酌撥江西省倉穀石。碾米十萬。接濟江南。原議解運米餉。令江西自行買補。……俟明年收成之際。或於該省司庫。動項買補。或歸於該省捐納監生案內。一并捐補還倉。

⁴⁰ 同右、乾隆四年五月甲戌、安徽巡撫孫國璽奏

安徽省早禾被旱。亟應予備。當委員前赴湖廣。領運備用米石。所有應解穀餉。現在庫項不敷。請飭該省督撫。查明價值報銷。毋庸安徽省撥解。

⁴¹ 同右、乾隆三年五月辛未、閩浙總督專管福建事務郝玉麟奏請

撥江西省穀二十萬石・湖南省十萬石運閩。以備積貯而濟民食。

⁴² 同右、郝玉麟奏請

閩省積穀旧額。有一百六十三萬之多。上年所動。不過一十九萬而已。

なお、同年江蘇・安徽の旱災により、三〇万石のうち一〇万石が江南に截留された。同右、乾隆三年一〇月是月、兩江總督那蘇圖奏。

⁴³ 星、前掲書、二一八―二二二頁。

⁴⁴ 『高宗實錄』乾隆七年五月辛巳、署兩廣總督慶復等疏稱粵西僻處辺徼。通省社穀無多。現有追貯應給墾戶工本銀一万二千四百八十兩零。請於秋收後採買穀石。分貯各州縣社倉。

⁴⁵ 同右、乾隆七年二月是月、江西巡撫陳宏謀奏。

⁴⁶ 同右、乾隆二年九月是月、湖南巡撫陳宏謀奏。

⁴⁷ 前注²⁶、常安

臣意欲借動庫帑。交與江西各府。分散四處。收買穀十萬石。暫貯倉中。一待明春。運至江南。減價平糶。

- ④⑧ 『高宗実録』乾隆五年五月是月、湖南巡撫馮光裕奏報
查上年奏准採買貯穀五十万石。原議備隣省之用。似可於此項內發給
浙省。
- ④⑨ 同右、乾隆一三年閏七月丁卯、上諭。
- ⑤⑦ 同右、乾隆三年九月是月、湖広総督宗室德沛奏
請將附近水次之各州縣常平倉穀。支給江省採買各員。令其交佃領運。
- ⑤① 同右、乾隆六年一月是月、兩江總督那蘇圖奏
請於湖北武漢黃德等府存備接濟隣省倉內。買米一十万石。分發江南
廬鳳穎泗四府州屬。派撥存貯。以資每年平糶。
- ⑤② 同右、乾隆三年一〇月是月、兩江總督那蘇圖奏。
- ⑤③ 同右、那蘇圖。
- ⑤④ 同右、乾隆四年六月己卯、江蘇巡撫張渠奏、乾隆四年七月己未、兩
江總督那蘇圖・安徽巡撫孫國璽・蘇州巡撫張渠奏。
- ⑤⑤ 同右、乾隆七年一〇月是月、河南巡撫雅爾圖奏。
- ⑤⑥ 同右、乾隆八年三月乙丑、前任兩江總督宗室德沛疏陳。
- ⑤⑦ 同右、乾隆八年五月辛丑、江蘇巡撫陳大受奏稱。
- ⑤⑧ 同右、乾隆八年正月是月、湖北巡撫范琛奏、乾隆八年二月是月、四
川巡撫顧色奏、乾隆八年三月是月、調任湖北巡撫范琛又奏。
- ⑤⑨ 武昌府に収貯された四川米のうち、約九千石が福建へ撥協されてい
る。同右、乾隆八年正月是月、湖北巡撫范琛又奏。
- ⑥⑦ 同右、乾隆七年一二月乙未、四川巡撫顧色奏
川省連歲豐稔。統計常平・捐監・社倉。現共貯穀二百六十余万石。
- ⑥① 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、乾隆一六年七月七日、浙江巡撫永貴。
同右、第一輯、乾隆一六年七月二七日、浙江巡撫永貴。
- ⑥③ 『高宗実録』乾隆一六年八月戊戌、上諭、同右、乾隆一六年八月己
酉、上諭。
- ⑥④ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、乾隆一六年八月二五日、湖広総督阿
里袞、同右、第一輯、乾隆一六年八月二五日、江西巡撫舒輅。
- ⑥⑤ 同右、第一輯、乾隆一六年七月九日、湖広総督阿里袞・湖南巡撫楊
錫綬、同右、第一輯、乾隆一六年八月四日、湖広総督阿里袞。
- ⑥⑥ 同右、八月四日、阿里袞。
- ⑥⑦ 同右、第一輯、乾隆一六年七月二五日、江西巡撫舒輅。
- ⑥⑧ 同右、第一輯、乾隆一六年七月二四日、江南河道總督高斌、江蘇巡
撫王師。
- ⑥⑨ 『高宗実録』乾隆一六年八月壬子、上諭。
- ⑦① 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、乾隆一六年九月五日、浙江巡撫永貴。
同右、第一輯、乾隆一六年七月二一日、四川總督策楞
按冊查核九十余万石溢額穀內。近水次而可撥者。得四十余万石。儘
數可以備撥。……先儘與楚省稍近之區。無論常監。酌撥穀二十万
石。飭行各該道。飛即督率碾米。以聽楚省運往。
- ⑦② 同右、第一輯、乾隆一六年八月四日、湖広総督阿里袞
奉旨。已令川督臣策楞。辦米數十万石。分運北南二省。則所有北省
撥運安徽米五万石。及先撥浙江之五万石。應即一併。俱將川米補倉。
前注⑥④、阿里袞。
- ⑦③ 『高宗実録』乾隆一六年九月戊寅、上諭
如運浙之米。尚未出楚境。則此項原係撥補湖北之用。著即於湖北収
貯。無庸運交浙省矣。
- ⑦④ 前注⑦①、策楞。
- ⑦⑤ 同右、策楞
- ⑦⑥ 伏查。川省此時新米尚未登場。而商販知下游需米。運往出境者多。
各處米價。俱已少增。未便採買。
- ⑦⑦ 前注⑦②、阿里袞
或採訪四川米多價賤。委員前往買回備貯。以濟不時緩急之需。
- ⑦⑧ 前注⑦①、策楞

至商販米石。臣前恐有司不識政体。阻留遏糴。……今臣欽遵上諭。

⑦⑧ 前注⑦②、阿里衮

再加嚴飭。並出示曉諭。俾商販皆知流通。而無知官吏。亦無所施其阻遏之伎倆矣。

且現在浙省委員。資銀二十萬兩。前來漢鎮採買。

四 倉儲政策と米価

雍正中期より本格的に開始された倉儲政策は、清朝平糶政策の流れを大きく変化させた。だが、膨大な倉儲の維持・運用は、一方で様々な社会問題を発生させた。それは、大別すると、農民への負担強制と米価騰貴である。

米穀は、比較的長期間保存が可能な穀物であるが、長年の貯蔵には耐えられないため、毎年一定量の旧穀を更新しなければならぬ。倉儲が肥大化すると、出陳易新の規模も拡大せねばならないため、経済全体から見ると、米穀の商品化（『倉儲化』率を引き上げる必要がある。ところが、自給性の強固な当時の農業構造の下では、農産物の商品化率は市場価格に対して非弾力的であり、農民はどれだけ倉穀需要が高まって、一定量以上の米穀を販売したがない。そのため、農民に対する旧穀の強制売付け、新穀の強制買付けがしばしば発生し、社会問題となっていた。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）を目的とした倉儲充実は、却って人民の苦累となり、乾隆元年ごろより、倉儲運用の円滑化を求める声が盛んになり出す。しかし、これらの議論は、売買強制の禁止や不正行為の摘発を主張するのが精一杯で、倉儲の縮少を説くには至らなかった。

また、倉儲の増強は、国庫に退蔵されていた大量の銀兩を市場に投下したことにより、インフレーションを招いた。清朝が平糶政策に冷淡であった康熙年間、特にその前半は、市場に銀が不足し、米価は大変賤かった。康熙末より、平糶政策が開始されると、米価は徐々に上昇し、乾隆期には、米価の恒常的騰貴は誰の目にも明らかになった。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）ならないのは、康熙の低価格から乾隆の高価格への推移現象は、米価だけでなく諸物価一般に該当するという事実である。

この事は、乾隆の米価騰貴が、供給側からではなく貨幣側から発生したことを物語っている。更に、米価騰貴は、倉儲の増加だけでなく、肥大化した倉儲を維持することによっても起こり得る。新穀収買の際、市場に投下された銀は、旧穀糶売によって市場から回収されるが、その間、銀は市場内部を駆け巡り、貨幣量を増大させ、インフレを惹起する。もはや、倉儲の削減以外に、米価を下げる方法はない。

しかしながら、当初国家が行った米貴対策は、彌縫的なものであった。このうち、最も熱心に行われたのは、主穀関税の免除による流通促進策である。乾隆二年、まず歙収地への食糧輸送に対する免税が実施され、乾隆七年には、米豆関税免除措置へと発展した。だが、これらの諸策はさしたる効果を上げなかったため、乾隆十三年には、永久免除から歙収地免除へと後退し、乾隆二十六年に至って、全ての免除措置が撤廃された^⑤。その他、乾隆元年より、造酒禁止による供給拡大策が議論されたが、容易に実行できるものでもなく、実効もあまり期待できなかった。

米貴の原因が過大な倉穀採買にあることが認識されたのは、乾隆一二年頃からである。同年一二月一二日、皇帝は督撫に上諭し、各地の実情に照らして米貴の原因を調査するよう命じた^⑦。その中で、皇帝は、米豆関税免除が奏効しなかったことを率直に認め、考え得る原因として、囤積居奇、戸口繁滋、水旱偏災、倉儲採買の四点を挙げて考察している。このうち、前三者は、現在の恒常的米貴の主因とは看做し難いとして退けられており、過剰な倉穀採買が民間の米穀需給を逼迫させているのではないかという予測がなされている^⑧。しかし、倉儲は平糶政策の要であり、無闇に削減する訳にはいかない。それでは、国家備蓄と民間流通とのバランスをどの辺りで保つべきか。これが皇帝の諮問の真意であった。

この諮問に対し、各省督撫は、乾隆一三年三月より続々と答申を寄せている。このうち、護理安徽巡撫舒輅・江西巡撫開泰・署理湖北巡撫彭樹葵・湖南巡撫楊錫紱・兩広総督策楞など、これまで倉儲の重点的拡充が行われてきた地方の督撫は、概ね採買の暫停、倉儲の削減乃至は現状維持、制度の弾力的運用などを要求している^⑨。また、雲貴総督張允隨も、東南諸省のうち商品流通が活発な地域では、採買を停止すべきであると進言している^⑩。同年六月・七月には、福建巡撫潘思

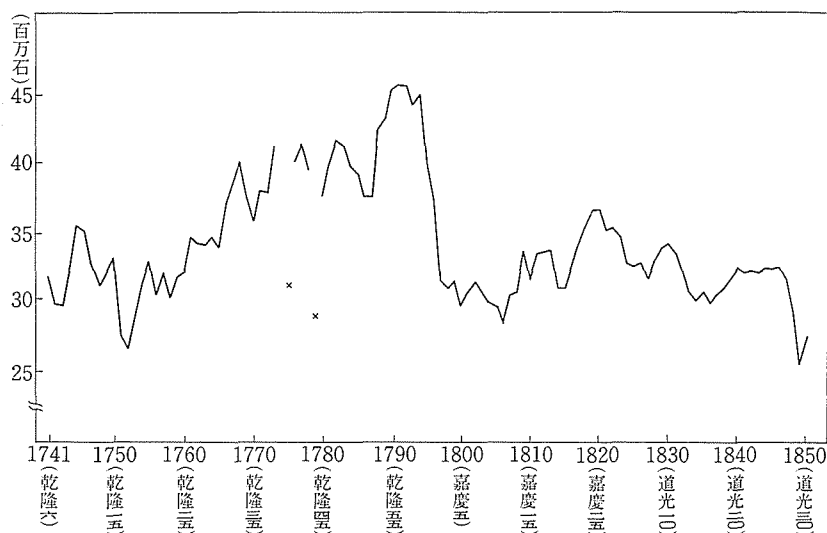
渠・雲南巡撫圖爾炳阿・兩江總督尹維善も、採買暫停論に同調するようになった。^⑪これとは逆に、河南巡撫顧色・貴州按察使介錫周・甘肅巡撫黃廷桂・陝西巡撫陳宏謀など、米穀流通が未発達な周辺地域の地方官は、倉儲政策と米価騰貴との関連を否定し、採買の続行を支持する発言をしている。^⑫各督撫の発言から、倉儲政策が米穀需給を逼迫させていたのは、東南諸省、特に倉儲の強化が厳しかった産米諸省であったことが窺われる。^⑬

以上の答申を踏まえ、乾隆帝は倉儲政策の修正に乗り出す。乾隆一三年七月、常平倉に備蓄すべき米穀の基準額が、康熙・雍正の旧額に戻され、旧額を満たしている倉儲については、新たな採買が中止され、溢額穀は漸次出糶することとなった。^⑭閏七月には、康熙・雍正年間の定額および現時点での実存量・糶借量・糶価額についての調査が開始され、八月には、とりあえず、不要の買穀用銀兩を州県庫より布政司庫に提貯させている。^⑮

常平倉調査は、一二月には集計が完了し、現在一九省では、雍正の定額よりも一四三一万石多い穀三三七九万石を、定額として存貯すべきことになっていることが判明した。このうち、有余省は、直隸・江蘇・江西・湖北・湖南・山西・広西・安徽・山東・四川・雲南・陝西・福建・広東・貴州の一五省で、これらの地域では、溢額穀を漸次出糶し、価銀を布政司庫に提解することとされた。一方、不足省は、奉天・浙江・河南・甘肅の四省で、これらの地域については、補倉が許された。なお、例外的措置として、辺境地帯に属する雲南・陝西・甘肅では、乾隆の定額が基準と看做され、商品流通の未発達な福建・広東・貴州では、現貯数の維持が認められた。^⑯翌一四年三月にも、雍正の旧額に照らして溢額穀約一千万石を削減することが再確認されている。^⑰こうして、乾隆一四年より、溢額穀の整理が重要な政治課題となった。

ところが、中央政府の決定が下されたにもかかわらず、各省督撫は、自省の倉儲が削減されるのには抵抗を示す。たとえば、一四年二月、湖南巡撫開泰は、湖南省の倉儲は近隣各省を平糶する役割をも担っているのだから、溢額穀削減は必須の地方のみにとどめて欲しいと奏請し、皇帝も、新たな採買さえしなければ現状を維持してよいと答えている。^⑱また、許可はされなかったが、一四年八月、山東巡撫準泰は、本年の豊作を理由に、義倉の挙行を願い出た。こうした動向の中、

清代中期米穀備蓄量の推移



梁方仲『中国歴代戸口・田地・田賦統計』甲表76より、一部訂正のうえ、作成。

(注1) 乾隆39年(1774年)は極端に少ない値になっており、図中には記されていない。

(注2) 乾隆40年(1775年)・44年(1779年)は、前後の数値と比較して非常に低い値であったので、実線で結ばず、×で示した。

八月には、前年一二月の削減案は修正され、山東・陝西二省は現状を維持し、直隸・江蘇・安徽・江西・河南・山西・甘肅七省は増減不一なので、省内で融通することになった。その際、多貯の地域は、少貯の地域へ溢額穀を送ることとし、輸送が困難な場合にのみ、これを糶売することが認められた。^{②①} 一月には、広西が、溢額穀の出糶と捐納の停止を決定し、^② 四川も多貯地域から少貯地域への融通が困難であるとして、溢額穀六二万石を漸次出糶することに同意した。^② しかし、他に出糶を申し出る省はなかった。溢額穀は、乾隆一六年浙東平糶の際にも見られたように、常平倉儲の一部として機能し続け、乾隆一四年の倉儲改革は、形骸化されてしまった。

その後、倉儲備蓄量は、減少するどころか通年増加してゆくのである。乾隆二四年三月には、湖南省の常平倉穀は一四四万石に達し、^{②①} その内、溢額穀は二六万石であった。^{②①} この年、湖南は更に二〇—三〇万石程度の採買を願ひ出ており、皇帝も、米価騰貴さえ招来しなければ倉儲を増強してもよいと答えて

いる。^② もはや、一〇年前の改革案は、反故と化していた。

全国規模でも、倉儲の増加傾向は観察される。乾隆五年一月、次第に充実しつつあった倉儲を効果的に運用するため、皇帝は、全国の人口数および総備蓄穀数の調査を開始した。^⑦『清実録』には、乾隆六年（一七四一年）より道光三〇年（一八五〇年）まで約一世紀間の民数穀数統計が記載されている。^⑧ それによると、倉穀数は、乾隆初の約三千万石から次第に増加し、乾隆後期には約四千万石に、更に乾隆末には四千万石前後にまで至っている。嘉慶年間に入ると、備蓄量は急激に減少し、その後は乾隆初のレベルで推移している（前図）。雍正中期より開始された倉儲政策は、乾隆末年に至るまで、一貫して強化されていった。そして、これと連動して、米価もまた上昇の一途を辿るのである。^②

それでは、倉儲政策を米穀市場と切り離して遂行することはできなかったのだろうか。当時、考え得る方法として、^④ 捐納補倉案および截留漕米補倉案があった。前者は、康熙年間より既に実施されており、倉儲政策開始期に議論となったが、^⑤ 捐納に応じる者は少なかつたし、捐納を行う者が現地の米市場で米穀を購入すれば米価対策とはなり得ないことは認識されていたようである。後者は、乾隆八年に一度実施されているが、漕糧を截留しただけ北京への食糧供給を減少させることになるので、恒常的には行われなかつた。^③ 結局、両案とも、倉儲政策の中核とはなり得なかつた。

① 『高宗実録』乾隆元年七月己亥、上諭

積貯平糶之法。原以便民。乃聞各省州縣。於倉穀出入。竟有派累百姓

者。当出糶之時。則派单令其納銀。領穀若干。及買補之時。則派单令其納穀。領銀若干。納銀則收書重取其贏余。領穀則倉胥大肆其勒抑。

甚至以霉爛之穀。充為乾潔。小民畏勢。不敢不領。惟有隱忍賠累而已。

② 同右、上諭、同右、乾隆二年二月丁酉、上諭、同右、乾隆二年七月己亥、大学士管浙江總督稽曾筠、同右、乾隆三年二月甲午、直隸總督李衛、同右、乾隆三年四月丁酉、大学士管川陝總督奎郎阿、など。

③ 以上、米価動向については、中山、前掲論文に拠った。乾隆期の米

価騰貴について、中山氏は、長期的な米不足の傾向が、米の囤積や移出によって一時に露呈したものと理解されている。

④ 中山美緒「清代前期江南の物価動向」『東洋史研究』三七―四一九七九年。

⑤ 香坂昌紀「乾隆代前期における関税主穀税免除例について」『文化』三二―四一九六九年。

⑥ 川久保佛郎「清代乾隆初年における焼鍋禁止論議について」弘前大学『人文社会』三三―一九六四年。

⑦ 『高宗実録』乾隆二年二月戊辰、上諭。

⑧ 同右、上諭

若謂康熙年間、倉儲有銀無米。雍正年間、雖經整飭、尚未詳備。今則處處積貯。年年採買。民間所出。半入倉廩。未免致妨民食。此說似乎切近。

⑨ 同右、乾隆一三年三月是月、護理安徽巡撫布政使舒略奏

糧貴固由戶口繁滋。而連年採買過多。案為切近。……不若暫停採買。同右、乾隆一三年三月是月、江西巡撫開泰奏

請各省倉穀。糶借數少。歲收在七分以上者。仍於本省採買。倘懸缺數多。歲收在七分以下。請將捐監。專歸本省。交納本色。視足額為限。再赴部報捐。

同右、乾隆一三年三月是月、署理湖北巡撫彭樹葵奏

今欲備平。必酌減官買。……請凡常平倉原貯穀。有全不足額及六分以下者。仍採買。其買有十之六七并額外添貯。俱暫停。

同右、乾隆一三年三月是月、湖南巡撫楊錫綬奏

即以湖南言之。州縣之倉。有貯五六萬者。府倉有貯七八萬者。未免過多。應飭各省將定額再加細核。有過多者。酌裁十之一二。已買足者。於平糶時。存銀歸庫。未買足者。即不必再買。

同右、乾隆一三年三月是月、兩廣總督策楞奏

請將各省常平倉穀。總以現在存倉之數為額。其四面不通水路之州縣。如存穀不敷。統在各該省現存數內撥補。此後不必再增。

⑩ 同右、乾隆一三年三月是月、雲貴總督張允隨奏

救時急務。莫如暫停採買。暫停之議。止可行於東南沃國。商賈四達之區。不可行於沿邊重地。舟楫不通之所。

⑪ 同右、乾隆一三年六月是月、福建巡撫潘思渠又奏

近因採買及投捐監穀。致餉日竭。……應酌停官買。以捐穀抵充。

同右、乾隆一三年六月是月、雲南巡撫圖爾炳阿奏

竊以為除沿邊各省。照額買貯外。其內地各省未買之額。似可暫停。

同右、乾隆一三年七月是月、兩江總督尹繼善奏

可知採買特米貴之一端。應將已足額者。加謹收貯。毋庸多增。

⑫ 同右、乾隆一三年正月是月、河南巡撫顧色奏。同右、乾隆一三年三月是月、貴州按察使介錫周又奏。同右、乾隆一三年四月是月、甘肅巡撫黃廷桂奏。同右、乾隆一三年六月癸亥、陝西巡撫陳宏謀奏。

⑬ 以上的論議については、全漢昇「乾隆十三年の米貴問題」、『慶祝李濟先生七十歲論文集』上 一九六五年（全『中國經濟史論叢』二 一九七二年）、香坂、前掲論文、岸本、前掲論文、なども参照。

⑭ 『高宗實錄』乾隆一三年七月丁酉、上諭

不得將直省常平穀數。斟酌變通。悉準康熙雍正年間旧額。……若旧額已足。即可不必採買。

同右、乾隆一三年七月辛丑、上諭

直省常平貯穀之數。應悉准康熙雍正年間旧額。其加貯者。以次出糶。至原額而止。

⑮ 同右、乾隆一三年閏七月乙丑、上諭

可任論該督撫等。將康熙雍正年間額數若干。及該省現年實存若干。糶借若干。現存賑餉若干。查明確數。逐一分晰。即繕清單具奏。

⑯ 同右、乾隆一三年八月乙巳、上諭。

同右、乾隆一三年二月壬辰、大學士等議覆

臣等遵查。直省常平倉貯。康熙年未經全數定額。應請照雍正年旧額為準。惟雲南極邊。不近水次。西安・甘肅沿邊。兼備軍需。此三省雍正年亦未定額。應以乾隆年所定額為準。又福建・廣東・貴州三省。山海之地。商販不通。倉儲宜裕。現較乾隆年定額多不敷。而較雍正旧額則有餘。酌量情形。請即以現存之數為定額。其餘各省。悉照雍正旧額。通計一十九省。應貯穀三千三百七十九萬二千三百三十石零。較之乾隆年定額。計減一千四百三十一萬八千三百余石。……至各省有餘不足之數。直隸・江蘇・江西・湖北・湖南・山西・廣西・

安徽・山東・四川・雲南・西安・福建・廣東・貴州十五省。皆額外有余。奉天・浙江・河南・甘肅四省。皆額內不足。其有余省分。應將現在溢額穀及出借徵還余穀。以次出糶。將餉提貯司庫。報部酌撥。不足省分。現有徵收地米及收捐本色。應漸次補足。毋庸隣省撥運。

⑬ 同右、乾隆一四年三月庚午、大學士等議覆

應遵前旨。以雍正年間倉貯旧額為準。通計減穀千有余万石。

⑭ 同右、乾隆一四年二月是月、湖南巡撫開泰奏

湖南產米之鄉。歲有盈余。自乾隆三年後。通計撥濟各省穀。一百七十五万石有奇。所貯原不備為本省計。……現飭各屬。有必須糶売之勢。量行減糶。不得藉口濫觴。得旨。覽奏。可謂留心積貯。朕諭原令因地制宜。湖南既屬產米之鄉。則多貯以資隣省。實為有益也。但不必更加於此則得矣。

⑮ 同右、乾隆一四年八月乙巳、上諭。

⑯ 同右、乾隆一四年八月辛丑、大學士等議奏

臣等酌議。除山東・陝西二省。通計酌派。業已備備有資。毋庸再議外。其直隸・江蘇・安徽・江西・河南・山西・甘肅等七省。俱有應增應減穀數。……臣等議請。將該省應減處所。撥於應增處所。給於額穀數內。察看通省情形。寡多益寡。通融派貯。至所撥之穀。如或輓運維艱。脚費不貲。即將應減穀。按數出糶。

⑰ 同右、乾隆一四年一月甲戌、護理廣西巡撫李錫泰奏稱

おわりに

國家が經濟に關与することに比較的冷淡であつた清朝が、積極的な平糶政策を開始するのは、康熙末頃からである。雍正初期には、採買政策に重心が置かれていたが、買付け先で米価騰貴を招くことが問題となり、雍正中期以降、倉儲政策

粵西常平倉穀。既經定議。照雍正年間旧數為準。溢額之穀。行令出糶。……所有本省捐穀。應於乾隆十五年停止。

⑲ 同右、乾隆一四年一月是月、四川總督策楞奏。

⑳ 同右、乾隆二四年三月是月、湖南巡撫馮鈞奏

湖南產米之鄉。通省常平倉額貯。共存正額溢穀及各案加買穀。百四十四万四千余石。

㉑ 同右、馮鈞又奏

湖南省溢額穀。二十六万七千余石。

㉒ 同右、乾隆二四年七月是月、湖南布政使許松偁奏

湖南十三府州屬及苗疆三斤。地方遼闊。統計倉穀。不過一百四十余万石。未為充裕。本年秋收豐稔。請動用帑銀。分作二年。採買穀二三十万石。分貯附近水次各州縣備用。得旨。自係應行者。但不致餽湧可耳。

㉓ 同右、乾隆五年一月戊辰、上諭。

㉔ 梁万仲『中國歷代戸口・田地・田賦統計』一九八〇年、二五〇—二五四頁。

㉕ 岸本、前掲論文、一八頁。

㉖ たとえば、『宮中檔雍正朝奏摺』第二六輯、無年月（雍正一〇年一月—雍正一二年八月）、湖北按察使王泰。

㉗ 『高宗實錄』乾隆八年七月壬辰、御史沈廷芳奏。

に力が入られるようになった。倉儲政策の採用により、特定地域の米価騰貴は回避できるようになったが、米貴が全国に拡散するという新たな問題が発生した。それでも、倉儲政策は、米価の漸増を伴いながら、乾隆末まで一貫して推進されたのである。

採買政策を実施可能ならしめた経済的条件は、清初における社会的分業（地域間分業）の一定の展開であると考えられる。これを長江流域において見れば、下流デルタ地域では木綿や生糸などの繊維手工業が発達し、中上流域は穀倉地帯として開発が進行していた。そして、江浙地域は常に相対的米不足をきたし、湖広などより米穀を移入していた。李衛の採買政策は、浙西の手工業と四川の米作との分業関係に着眼し、これを推進することによって浙西の食糧事情を緩和しようとするものであった。しかし、当時江浙―四川間の流通はあまり活発ではなく、漢口を結節点としてゆるやかな市場統合がなされていた程度であるから、四川での大規模な採買は、四川市場に強度の緊張をもたらした。四川では、大量の銀が流入したことによって米価が騰貴し、最終的には暹羅を行わざるを得ない状況に至った。かくして、李衛の採買は挫折したものである。

李衛の採買と前後して、清朝は本格的に倉儲政策に取り組み始める。倉儲政策の利点は、市場に対して柔軟に関与することができ、米価の局地的騰貴を回避できるという安全性にあった。逆に、欠点は、大量の倉穀を確保し、これを常に更新しなければならぬという不経済性にあった。清朝は、結局経済性を捨てて安全性を採ったのであるが、乾隆末まで財政が極めて健全であったため^①、不経済性は顕在化せず、倉儲政策を推進することができたと考えられる。

倉儲政策は、採買政策のように市場に強い衝撃を与えることはなかったが、市場との関係が断絶した訳ではない。産米地の常平倉が重点的に強化されていることから明らかなように、倉儲政策もまた、地域間分業に立脚しながら実施されていた。そしてそれは、総体的物価上昇という新たな問題を惹起していた。ただ、その現れ方が、採買政策の場合ほど劇的ではなく、隠微に進行したため、倉儲の欠陥はあまり深刻には意識されず、倉儲改革も成功しなかったものと思われる。

では、清朝は何故不経済な倉儲政策を選択し、米貴が表面化した後もこれに固執し続けたのであろうか。推論を交えながら管見を提示するなら、清代中国の経済体制は、すでにゆるやかな地域間分業が展開しているにもかかわらず、地方当局が商品市場に積極的に介入して地方自身の経済的利益を追求することをかたくなに排除したところに、最大の特徴があったと思われる。国家は、既存の地域間分業については、これを是認し、産米地方の過剰に対して厳しい態度で臨んでいる。しかし、分業化の推進については、これを許さず、需米地方の恒常的採買計画は、結局成功しなかった。国家は、商品市場に対して、あくまで中立的であった。それ故、救荒政策の範囲を越えて、浙江省当局が、浙西の養蚕・製糸業への特化を推進すべく、食糧の恒常的移入を行うことも、四川省当局が、主穀販売を通して銀流入を図ることも、中央政府には認め難いことであった。清朝は、地方当局の経済的自立を許さなかった。しかし、清朝の流通統制に対する禁欲的態度は、結果的には、農民的市場の自生的発達を保障したものの、国家による社会的分業推進の機会を自ら放棄してしまうことになった、と考えられる^②。

李衛の採買政策は、四川米採買を恒常的に実施しようとした点で、すでに平糶政策の域を越え、食糧管理政策に踏み込んでいた。中立的姿勢を維持しながら、市場に介入して平糶政策を実施するためには、大規模な倉儲システムを構築する以外に、方法はなかったであろう。これが乾隆の倉儲政策である。清初の平糶政策は、放任から採買へ、そして直ちに倉儲へと推移したのである。

中国において、地方権力が自立化し、独自の経済政策を行い始めるのは、開港以降のことである。^③

① 加藤繁『清朝後期の財政に就いて』加藤『支那経済史考証』下 一九五三年。

② 以上の考察については、拙稿「開港以前の中國棉紡織業——日本との技術比較を中心に——」『歴史の理論と教育』六九 一九八七年、

参照。

③ 黒田明伸「清末湖北省に於ける幣制改革——経済装置としての省権力——」『東洋史研究』四一—三 一九八二年。

Official Control of Rice (*ping-tiao*, 平糶) in the Early
Qing: from the policy of buying up (*cai-mai*, 採買)
to that of storage (*cang-chu*, 倉儲)

by

Susumu Yamamoto

Official control of rice was the most important economic policy in the early Qing. It was intended to keep the balance between the demand and supply of rice, in response to the increasingly developing interlocal division of labor.

The provisions commenced on a large scale at the end of the Kang-xi era. In the early Yong-zheng era, a policy was pursued whereby the state urgently brought a large amount of rice into districts that were short of supply in times of scarcity (*cai-mai*, 採買). However, this soon proved to be problematic because of violent and frequent rises in the price of rice in the rice-purchasing districts. After the mid-Yong-zheng era, the emphasis of the policy shifted from buying up rice (*cai-mai*) to the storing of rice in warehouses (*chang-ping-cang*, 常平倉) during the moderate price years by the local authorities (*cang-chu*, 倉儲). Thus, the price rises in particular districts were avoided. As a result of this, however, the price increases became nationalized, and there were arguments for the reduction of the *cang-chu* in the early Qian-long era.

Although the reduction was granted, it was not put into practice. The *cang-chu* was consistently enforced until the end of the Qian-long era, with a steady increase in the price of rice.

These analyses make it clear that the Qing dynasty adopted the safe, but wasteful, policy of *cang-chu* instead of the economical policy of buying up rice (*cai-mai*), in order to deter the local authorities from being de-centralized.